

北里大学内部質保証に係る自己点検・評価規程

平成 4年 3月14日制定
平成 6年 3月11日改正
平成 7年 3月10日改正
平成15年 4月 1日改正
平成16年 9月17日改正
平成19年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成25年 1月 1日改正
平成26年11月21日改正
平成29年 4月14日改正

（目的）

第1条 本規程は、北里大学学則第3条第2項及び北里大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、自己点検・評価に必要な事項を定める。

2 自己点検・評価は、その結果を改善・改革に繋げ、本学の教育研究等の質を保証し向上させ、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明するために行う。

（実施学部等）

第2条 自己点検・評価は、本学の教育研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、次の学部等(以下「学部等」という。)において行う。

- (1) 学部・研究科・学府
- (2) 一般教育部
- (3) 大学図書館
- (4) 大学の教育及び研究活動等の点検・評価に関係する教学系の全学委員会、法人本部及び教学本部

（教育活動等の検証）

第3条 本学の教育活動等について、次の各号の側面から、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入れ方針(以下、「三つの方針」という。)や教育目標等に沿った検証を段階的に実施する。

- (1) 個々の教員等による検証（授業レベル）

個々の教員は、自らの教育活動の有効性について、学位授与方針に定められた学習成果と関連付け、シラバスと実際の授業内容との整合性、厳格な成績評価の実施、教育方法及び研究指導等について、授業評価アンケートの結果や学修ポートフォリオ等の客観的なデータを活用して自己点検・評価し、学部等の長に提出する。

(2) 学部等による検証（プログラムレベル）

学部等の長は、個々の教員の自己点検・評価結果とともに、学部等で展開した教育活動全般の有効性について、学部等の三つの方針及び教育目標等に照らし、教育課程の体系化、学習支援の適切性、学習成果の測定及び社会的ニーズとの適合性等について、自己点検・評価し、学長に報告する。

(3) 全学的な観点による検証（大学レベル）

学長が中心となり、学部等の自己点検・評価結果を元に大学全体の教育活動等の現状を捉え、本学が掲げる理念・目的の実現に向けた取り組みがなされているか、点検・評価し、さらに、学部等の教育活動等に対して助言など支援する。

(北里大学自己点検・評価委員会)

第4条 大学全体の自己点検・評価を恒常的、全学的に実施するため、学部長会及び大学院委員会の下に北里大学自己点検・評価委員会（以下、「全学委員会」という。）を置く。全学委員会の構成及び運営等については別に定める。

(学部等の自己点検・評価委員会)

第5条 学部等における自己点検・評価を定期的、具体的に実施するため、それぞれの学部等に自己点検・評価委員会を置く。各委員会の構成及び運営等については、学部等の教授会及び研究科委員会が定める。

2 学部等の自己点検・評価委員会は全学委員会と有機的な連携を図り、次の事項を行う。

(1) 全学委員会が定める点検・項目等に加えて、学部等の状況や特性に応じて、独自の視点をふまえて自己点検・評価を実施する。

(2) 毎年、自己点検・評価報告書及び成果や達成度を示す資料を全学委員会へ提出する。

(3) それぞれの活動等に改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じ、計画的、組織的に改善に努め、学部等の教育研究等の質を保証し向上しなければならない。

(4) 第2条(4)に規定する教学系の全学委員会、法人本部及び教学本部においても、学部等に準じて、自己点検・評価を行い、全学委員会へ報告書等の提出及び課題に対する改善に努め、本学の教育研究等の質を保証し向上しなければならない。

(内部質保証に責任を負う組織)

第6条 学長は、全学委員会から答申された自己点検・評価報告書等に基づき、本学の諸活動の現状を把握し、学長・副学長会議、学部長会及び大学院委員会において説明し、次の事項について協議する。

(1) 学部等において、三つの方針等に基づく教育活動の展開とその活動の点検・評価の結果を改善・改革につなげる一連のプロセスが適切に展開されているか。

(2) 本学における教育研究等が適切な水準にあることを社会に対して説明、証明しているか。

(3) 学長・副学長会議、学部長会及び大学院委員会は各学部等への助言、支援及び管理を行い、内部質保証システムとして機能し、一定の効果を発揮しているか。

(事務局)

第7条 自己点検・評価等に関する事務は、点検・評価室事務室が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部長会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則 （北学総第29-690号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。